

令和6年度 岸和田市スポーツ推進審議会 第1回会議録

内容承認	委員長・副委員長承認		
公開・非公開の別	一部非公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市スポーツ推進審議会（第1回）		
日 時	令和6年8月2日（金）午後3時～4時30分		
場 所	岸和田市立公民館 4階 多目的ホール		
出席委員	室田委員長、宮本副委員長、斉喜委員、南出委員、松田委員、上口委員、新家委員、八木委員、柿原委員、井出委員、小松委員 以上11名		
欠席委員	大荷委員、金子委員、徳久委員 以上3名		
会議の成立	過半数の委員が出席していることから、「岸和田市スポーツ推進審議会規則」第5条第2項により会議が成立		
出席者 事務局	生涯学習部：池内部長 スポーツ振興課：畑部主幹、中島担当長、水谷主査、原担当員		
傍聴人数	1名		
次 第	1. 開 会 （1）委員長挨拶 （2）各委員・事務局自己紹介 2. 案 件 （1）令和6年度事業予算について （2）令和6年度主要事業について （3）令和6年度スポーツ振興事業補助金について （4）施策の推進状況について （5）屋内プールの整備について ※（5）については非公開 3. その他 4. 閉 会		
資 料	資料1 令和6年度 事業総括歳出予算 資料2 令和6年度 主要事業一覧表 資料3 令和6年度 スポーツ振興団体支援 資料4－1 令和5年度 施策の推進状況について 資料4－2 令和5年度 スポーツ推進計画進捗一覧 資料4－3 岸和田市スポーツ推進計画～全世代の体力向上計画～改定版 資料4－4 岸和田市スポーツ推進計画～全世代の体力向上計画～改定・概要版 資料5－1 屋内プールの整備について 資料5－2 屋内プール整備方針 資料5－3 屋内プール整備基本構想（案） 資料6 令和5年度 岸和田市の社会体育の現状 別紙1 岸和田市スポーツ推進審議会委員名簿 別紙2 岸和田市附属機関条例（抜粋） 別紙3 岸和田市スポーツ推進審議会規則 別紙4 スポーツ基本法（抜粋）		

1. 委嘱状の交付

新家委員、八木委員に委嘱状を交付

2. 審議会開会（委員長挨拶）

3. 案件（岸和田市スポーツ推進審議会規則第5条の規定により、委員長が議事を進行）

[委員長] 議事に入る前に、案件（5）「屋内プールの整備について」につきましては、本日の審議会の後に定例教育委員会会議を経て市の政策決定会議で決定することになっています。

したがって、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第3条第1項第3号の規定により非公開とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

[委 員]（「異議なし」の声あり）

[委員長] 異議なしとのお声をいただきましたので、「屋内プールの整備について」の案件は非公開とさせていただきます。本日傍聴されている方は恐れ入りますが、この案件の審議時間中はご退室をお願いします。

なお、本日ご欠席の委員には、この旨、あらかじめ同意をいただいていますこと、申し添えさせていただきます。それでは早速議事に入らせていただきます。

案件（1）「令和6年度事業予算について」と案件（2）「令和6年度主要事業について」はそれぞれ関連しますので、一括して事務局から説明をお願いします。

[事務局] 〈案件（1）・（2）について、資料1・2を用いて説明〉

[委員長] 事務局から案件（1）、案件（2）について説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございましたら発言願います。

[委 員] 屋内プールの整備のアドバイザー業務委託料とは、どういったことに使っているのでしょうか。

[事務局] 屋内プールの設計、整備、維持管理する事業者を選定するための募集資料の作成や最適な募集・選定方法の検討の支援、また、基本計画策定の支援に対する委託料です。

[委 員] 市民プールの開設箇所は減っているのに、これだけの金額がその業者を選ぶためのものに使われるということがすごく不思議です。

[事務局] 従来であれば公共施設を建設する際は、設計と工事をそれぞれ個別に発注し、完成した施設の維持管理・運営はまた別の事業者指定管理者として委託するという方式を多くとっていました。しかし、近年、維持管理・運営の視点から建物を設計し、無駄が無く運営しやすい施設にしようという目的で、設計・建設・維持管理を一体的に発注する手法が採り入れられるようになってきています。ただし、この手法で公共施設を建設するには、非常に専門的な知識や準備が必要になってきます。この準備を支援してもらうための委託に係る費用が、屋内プール整備のアドバイザー業務委託料です。

[委員長] 他に何かございませんか。

[委 員] 運動部活動の地域移行の予算を措置していただいているのですが、これは昨年同様BMXなどの岸和田市独自の地域移行の予算ということですか。それとも、通常の部活動を総合型地域スポーツクラブに委託するための予算ですか。

[事務局] 両方をあわせた予算額です。昨年度と同様に、ひとつは、現在中学校でやっている部活動を地域のスポーツクラブ等に受けていただいて地域で実施するというもので、もうひとつは、岸和田らしさを生かした地域移行ということで、BMXやパラスポーツ、クライミング等を対象とした地域移行です。

[事務局] 先ほどの、休止している市民プールが増えているのに予算が増えているという件ですが、昨今の酷暑により、プールの中に入っている子どもが熱中症の危険性があるという状況が続いています。後ほど、詳しく説明させていただきますが、市としましては、屋外ではなく、屋内のプールへ移行していく方針でご

ざいます。先ほど担当からご説明させていただいたように、屋内プールに移行していくためにコンサルへの委託料といった予算を確保しています。そのため、市民プールの開設数は減っているのですが、予算は増えているということになっています。

[委員長] 他にご質問ございませんか。ないようですので次に進みます。

案件（３）「令和６年度スポーツ振興事業補助金について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 〈案件（３）について、資料３を用いて説明〉

[委員長] ただいま事務局から案件（３）の説明がございましたが、この件につきまして、私の方からも補足したいことがございます。資料の３、スポーツ振興団体支援の件でございしますが、「地方公共団体がスポーツ団体に対し補助金交付する場合には、教育委員会がスポーツ推進審議会等の合議制の機関の意見を聞かなくてはならない」となっております。今の事務局からの説明に異議ございませんか。

[委 員] 〈異議なしの声〉

[委員長] 「異議なし」とのお声がありましたので、「資料３」のとおり「スポーツ振興事業補助金」を交付することについて、当審議会では異議なしとします。

次に案件（４）「令和５年度施策の推進状況について」につきまして、事務局から説明してください。

[事務局] 〈案件（４）について、資料４を用いて説明〉

[委員長] ただいま事務局から案件（４）について説明がございましたが、なにか質問はありますか。

[委 員] 資料４の項目３番目の「中学校部活動の地域移行」のところですが、令和５年度は桜台中学校にソフトテニス、バレーボールというのがありますが、これは令和６年度は行わないということですか。

[事務局] 令和６年度は対象のクラブを変えて実施しますので、ソフトテニス、バレーボールは行わないことになっております。

[委 員] ありがとうございます。それともうひとつ、「スポーツ推進計画進捗状況について」に関して、令和９年度に「週１回以上、運動・スポーツを実施する市民の割合 65%」をめざすということですが、スポーツ推進計画当初計画策定年の時の数字は何%ですか。

[事務局] 推進計画策定の前年になりますが、平成２８年度の調査で 32.2%となっておりました。

[委 員] ありがとうございます。

[委員長] 他にございませんか。

[委 員] 国からの委託事業の予算で実施している部活動の地域移行は今後も続けていくべきものです。

これはお願いですが、BMX等以外にも、もっと地域移行していくための予算を確保していただきたいと思います。なお、受益者負担も一定必要だと思います。

[委員長] 他にございませんか。

[委 員] 体育館の空調の話をしていただきます。参考資料として写真を配らせていただきます（画像掲載資料配布）。この写真は、今年の７月２３日と２４日の夕方以降に山直北小学校の体育館の空調のモニターや暑さ指数を測定する機器を撮ったものです。７月２４日の暑さ指数を見ていただくとわかりますが、とにかく体育館は暑くなっています。

昨年度までは今年と違いすごく快適に過ごさせていただきました。それはなぜかというと、去年は 18 度まで温度を下げられたんです。今年は 24 度までしか温度が下げられないのですが、24 度までだと実際の気温は 28 度から 29 度までしか下がりません。暑さ指数は 31 度を超えており危険です。空調があるのに熱中症を起こして運ばれたとか、そんなことになるのはおかしいし、もっと言えば小学校や中学校は暑い日中に使っている。

９月になっても暑いだろうと予想されますが、空調の制限で子ども達が命の危険にさらされることは、あってはならないことだと思います。電気代を渋って子どもの命が危険に脅かされるなどありえないこ

とだと思いますので、この現状を関係課と共有し、改善していただく方向で話を進めていただきたいと思います。

次に、岸和田産業高校の施設開放の件です。これまでもずっと要望しておりますが、産業高校は部活動等で使用しているから施設開放できないという回答でした。それも分からなくはないですが、ただ、長期休業中や日曜日などで使っていない時もあるのではないかと。また、使用している日時や内容を全て開示していただきたいと思いますともお願いしていたのですが、一向に出していただけない。産業高校は市の学校施設であり、体育施設として使用できる場所は情報共有していくべきではないかと思いますので、後日でよいのでまた回答をお願いしたいと思います。

次に、学校開放の日誌の提出についてですが、システムを活用した改善策を検討していただいているという話も聞いていますが、そのように対応いただければ教頭先生の負担も相当減ると思いますので、なるべく早急をお願いしたいです。以上です。

[委員長] ありがとうございます。他にございませんか。

私からも空調の件ですが、普段から中央体育館、総合体育館にはよく行きます。公民館等は冷房で快適に過ごしていますが、先日、中央体育館で学生、子ども達が大ジムで暑い中運動をしており、大変だなと思いました。

総合体育館も夏期は夜間でも、ものすごく暑いです。団体で使用する際は、同時に利用している別団体と共同で使用料を負担して、クーラーをつけたりしております。子ども達に何かあったら責任の所在はどうするのかと思います。

先の委員がおっしゃった件は予算さえあればできることでしょうから、改善されるよう検討いただいたらありがたいと思います。

他に案件（４）で何かございませんか。

[委員] 学校開放について、令和７年度から有償になるということを以前から聞いていましたが、進捗はどうなっていますか。

[事務局] 学校開放について、様々な人に利用してもらい、受益者負担制度を導入するためには、整理しないといけない課題がいくつかございます。一番はやはり安全管理の課題です。鍵の管理をどうするか、利用者の動線をどうするかなどの課題について対応策を検討しておりますが、現時点では、令和７年度から受益者負担制を導入するというような状況ではございません。今後、進捗状況に応じて、関係者のご意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。

[委員長] 分かりました。ありがとうございます。

[事務局] 先程の空調の件ですが、総合体育館は別途料金になりますが、空調をご使用いただけます。ただ、メインアリーナについては 1/3 ずつのスペースでご利用いただくこともありますが、空調で室内を冷やす場合は全面冷やすしかないのので、どうしても高額になってしまいます。サブアリーナや武道場はもっと金額は低いのですが、いずれにせよ受益者負担という考えのもとに運営は成り立っています。

中央体育館につきましては、有料ですが冷風機がありますので、使っていただけたらと思います。

[委員長] 他にございませんか。

[委員] 「本市らしさを生かした部活動の企画をしたが、応募者なく未実施について」ですが、これは今後も実施するのですか。

[事務局] 本事業は国の委託により実施しております。今年度は国からの委託料が見込みよりも少なかったこともあり実施予定はございません。来年度以降につきましては、昨年度応募がなかった原因などを検討し、内容や時期を検討し、改善したうえで実施できればと考えております。時期につきましては、期末テストや年末の時期だったことが良くなかったのではないかと考えており、このあたりを改善したいと思います。

[委 員] 分かりました。

[委員長] 他にございませんか。

[事務局] 体育館の空調の件につきまして、本日いただいたご意見や資料を踏まえ、関係課と共有、検討させていただきます。ただし、施設管理を所管している学校管理課に事前に確認した内容としまして、空調設備の使用は熱中症予防のためにはなる一方で、室外機等の排気熱によるヒートアイランド現象や地球温暖化など、環境への負荷があることも事実です。そこで、空調設備を適切かつ有効に使用していただくとともに、省エネ・環境配慮も促進するため、本市では運用指針を策定し、一定設定温度の基準を設けています。なお、これは文部科学省の学校環境衛生基準をふまえてのものとなっています。お金の問題というよりも、こういった環境配慮という観点から温度設定等していることもご理解いただければと思います。

[事務局] 子どもだけではなく利用者の方全員の健康に関係することだと思います。審議会の中でこのようにご意見をいただきましたので、改めて検討させていただきます。

[委員長] 他にご意見はありませんか。

色々と貴重なご意見をいただきました。

これで案件（１）から（４）の審議が終わりましたが、ここで冒頭申し上げましたように、案件（５）「屋内プールの整備について」ですが、これは非公開になっておりますので、傍聴者の方は恐れ入りますが、ご退出をお願いします。

〈傍聴者退出〉

※この間非公開部分

４．その他

５．閉会

[委員長] 貴重なご意見、本当にありがとうございました。他に何かございませんか。ないようですので、これで本日の案件はすべて終了しました。これをもちまして、本日のスポーツ推進審議会を閉会させていただきます。長時間のご審議、ありがとうございました

[事務局] 〈非公開分資料の回収〉